

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宍粟市	飯見 地区(飯見集落)	令和5年1月	—

1 対象地区の現状

区 分	面積 (ha)	割合
地区内の耕地面積	26.15 ha	
①人・農地プランの耕地面積	17.85 ha	99.3 %
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	16.49 ha	92.4 %
③地区内における70才未満の農業者の耕作面積の合計	8.38 ha	47.0 %
④地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	8.11 ha	45.5 %
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	4.55 ha	25.5 %
ii うち後継者が不明の農業者の耕作面積の合計	2.07 ha	11.6 %
iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	1.49 ha	8.3 %
⑤アンケート調査等に未回答の農地所有者又は耕作者の耕作面積の割合	1.22 ha	6.9 %
⑥地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.00 ha	0.0 %
(備考) 所有者から回答のない場合は耕作者の回答を集計した。(優先は所有者からの回答) 住宅地介在農地及び畑地、山裾の在来田は除外している。		

注1:③④の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:⑥の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・アンケート結果では、70歳以上の所有者は8.11haの農地(区域面積の46.5%)を有している。また、全世代を通して後継者が不明もしくは未定の農地が6.62ha(区域面積の38.0%)となっている。将来的に農地が守れるか不安がある。
- ・現状としては、地区内の数人の農業者が所有者から依頼を受け耕作できなくなった農地を耕作しているが、中心となる経営体(認定農業者等)がおらず、将来に渡って農地を守るため、担い手の確保と農地の集約化を検討する必要がある。
- ・耕作者が主体となって行っている水路、農道、畦畔等の管理にどのように取組むか検討する必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・地区として農地を守っていくためには、近隣も含めた地域で中心となる経営体を確保し、将来にわたって農地の有効活用を図っていく。そのためには、農地の集約化等について担い手及び地域代表者等で定期的な協議を重ねる。
- ・中心となる経営体については、土地利用型農業で水稻、大豆、小豆等を中心とした作付けを行う。
また、今後、離農や規模縮小する農家の農地を借受ける場合は、集落全体で担い手と協議し、効率的な経営が図れるように集約化にも努める。
- ・中心となる経営体以外の農業者及び地区住民は、地区内の景観保全の観点から、水路等の土地改良施設の維持管理作業について、経営体と共同で行うように努める。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状 (令和3年10月現在)		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
その他		水稲	1.49 ha	水稲	1.49 ha	
その他		水稲	2.23 ha	水稲	2.23 ha	
その他		水稲	1.09 ha	水稲	1.09 ha	
その他		水稲	1.13 ha	水稲	1.13 ha	
その他		水稲	1.41 ha	水稲	1.41 ha	
計	5経営体		7.35 ha		7.35 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>●農地の貸付け等の意向 現在貸付けている、または貸付け等の意向が確認された農地は、86筆96,331㎡となっている。 作業の効率化及び営農が困難となった農地を守るため、地域内で定期的な話し合いを行い農地保全と集約化に努める。</p>
<p>●農地中間管理機構の活用方針 中心経営体への将来の経営農地の集約化と、中心経営体が病気やケガ等の事情で営農が困難となった場合に農地バンク機能を活用して新たな受け手への付替えができること等を勘案し、農地所有者は出し手・受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸付けていくよう、担い手も含めて地域全体で検討していく。 また、当面は耕作を希望する所有者にあっては、営農の継続が困難となった場合にスムーズに中心経営体に耕作を引き継げるよう、自分の農地であっても機構を通じて利用権設定を行うよう集落で検討を進めていく。</p>
<p>●鳥獣被害防止対策の取組方針 山際には集落囲みの防護柵はあるものの公道・河川を經由しての侵入が見受けられる場合には、新たに団地囲いの防護柵を検討・設置するとともに、地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>
<p>●環境保全、農地・農業用水路の維持管理等の取組方針 多面的機能支払交付金制度を活用して、農会及び担い手と連携し、地域ぐるみの農地や農道・用排水路の維持管理を継続し、定期的な保全活動を行う。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	宍粟市波賀町飯見11	1,196		
2	宍粟市波賀町飯見40	1,281		
3	宍粟市波賀町飯見60	1,516		
4	宍粟市波賀町飯見113	1,504		
5	宍粟市波賀町飯見172	1,558		
6	他アンケート結果のとおり	92,010		
	計	99,065		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。